

館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

館林地区消防組合

管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合条例第 6 号

館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年館林地区消防組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中、「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。